

伊佐市第10回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成23年1月20日(木) 午前9時から9時50分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室
3. 出席委員 (21人)

会長	21番
会長職務代理者	20番
委員	
4. 欠席委員 (0人)
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
 - 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
 - 議案第3号 「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」に係る意見決定について
 - 議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について
 - 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について
 - 議案第6号 農業委員会委員選挙人名簿搭載申請書に対する意見決定について
6. 農業委員会事務局職員
事務局職員 4名

事務局長 只今から、平成 22 年度第 10 回農業委員会総会を開催します。
姿勢を正してください。 一同礼。

議長 改めまして、あけましておめでとうございます。
皆様方には、すばらしい年をお迎えになられたこととお喜びも
うしあげます。昨年はひとかたならぬご厚情を頂きまして本当に
有り難うございました。本年もかわりませずよろしくお願い申し
上げます。
皆様方ご承知のとおり新しい内閣もかくりついたしました
が、我々農業関係者にとりましては一段と厳しいものが感じられる
ようでございます。TPPの問題につきましても、全国農業会議所
全国農業共同組合一体と成りまして、一千万人の署名運動がされ
るようになっております。その時にはよろしくお願いたしたい
と思います。
外にも農業関係にいたしましては、農地関係はもとより、集落
営農、営農組合、委員の研修、農業者年金等、問題が山積して
おりますけれども前向きに取り組んで行きたいとおもいますので
皆様方のご協力をよろしくおねがい申し上げます。
本日は全員出席であります。只今から、平成 22 年度第 10 回農
業委員会総会に提出されている案件を審議させていただきます。
本日の議事録署名委員を指名いたします。14 番委員と 15 番委員
にお願いいたします。
議事の入る前に諸般の報告をお願いいたします。報告 1 号「農
地法第 18 条第 6 項の規定による通知」について報告を求めます。

事務局 報告 1 号「農地法第 18 条 6 項の規定による通知」につきまして、
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約並びに農地法第
3 条による貸借権の合意解約について、ご報告いたします。資料
の 1 ページから 4 ページでございます。
利用権の合意解約につきましては 12 件、農地法第 3 条による貸
借権の解約につきましては 1 件ありましたのでご報告いたしま
す。
以上報告を終わります。

議長 事務局の報告がおわりました。
只今から議事に入ります。
議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る

意見決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち所有権移転分について、ご説明致します。

5ページをご覧ください。あっせんによる所有権移転ですが、整理番号1番につきまして、譲り渡人は愛知県知多市日長字穴田、A氏です。譲受け人は伊佐市大口篠原のB氏、49歳、自治会は山之口です。

譲受人の耕作面積は、27,826㎡です。

土地の所在地は伊佐市大口篠原字木折下、2筆、地目は田、面積は合計2,214㎡で利用目的は水田、権利の種類は売買による所有権移転です。

あっせん委員として、6番委員、13番委員をお願いいたしました。

整理番号2号につきまして、譲り渡し人は伊佐市菱刈前目、A氏です。譲受人は伊佐市菱刈前目、B氏61歳、自治会は前目宇都です。

譲受人の耕作面積は、9,755㎡です。土地の所在地は、伊佐市菱刈前目字石田、3筆、地目は田、面積は3筆で6,608㎡、利用目的は水田です。権利の種類は売買による所有権移転です。あっせん委員として15番委員、2番委員をお願いいたしました。

続きまして利用権設定につきまして19-1ページの利用権設定総括表によりご説明します。

期間は2年9月から9年9月で、面積の合計は、田122,127㎡、畑20,654㎡、合計142,781㎡です。利用権の設定をする者の数33人、設定を受ける者29人です。

土地の明細書等につきましては、6ページから19ページ整理番号1番から36番のとおりですが11ページの整理番号15号につきましては解除条件付きの貸借になります。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。

これから質疑を行ないます。質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから採決を行ないます。

事務局

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」について、原案の通り決定することに異議のない方、挙手を求めます。

(全員挙手)

よって原案通り、決定をいたしました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、を議題といたします。

当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が7件出されております。

当委員会の審議を求めます。

事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。

整理番号1番、2番について、6番委員報告をお願いいたします。

6番

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号1番について、去る1月14日現地調査を行ないましたので6番が報告いたします。

申請人で受人のB氏は、伊佐市大口原田に居住され自治会は上原田です。

経営面積は88,400㎡を農作業常時従事者は4名で耕作され、牛30頭も飼育されておられる専業農家です。

譲渡し人のA氏は、申請人の伯母にあたり、大阪府阿倍野区阪南町に居住されております。

申請地は伊佐市菱刈徳辺字上ノ原、地目畑、面積266㎡、大廣

形 1810 番 4、畑 2,239 m²を贈与で取得されるものです。

農機具等は全て自己所有として管理されており、農地法台条の適格者であると同時に、農地の取得につきましても何ら問題は無いと判断いたしました。

この畑は申請人のB氏が耕作されております。

以上で報告を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号2番について、去る1月14日現地調査を行ないましたので6番が報告いたします。

申請人で受人のB氏は、伊佐市大口篠原に居住され自治会は水の手です。

経営面積は 10,167 m²を親子3人で耕作されていらっしやいます。

譲渡し人のA氏は、申請人の伯母にあたり、大阪府阿倍野区阪南町に居住されております。

申請地は伊佐市菱刈徳辺字集り727番1、地目田、面積366 m²、菱刈徳辺字石切場、畑241 m²、菱刈徳辺字立山、畑241 m²を贈与で取得されるものです。

農機具等は全て自己所有として管理されており、農地法台条の適格者であると同時に、農地の取得につきましても何ら問題は無いと判断いたしました。

この畑は申請人のC氏が耕作されております。

以上で報告を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

事 務 局

整理番号2番の3筆目の菱刈徳辺字立山は、実質的には現地確認不能という土地であります。現地が無い状況にありますが、贈与する中でA氏の名前で残っていくので、法務局にも問い合わせをしましたら現地確認不能であっても名義変更をするためには必要な手続きであるということの報告を受けておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

議 長

整理番号3番にきまして、3番委員報告をお願いいたします。

- 3 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号3番について、3番が報告いたします。
調査日が1月17日B氏立会の元、調査を行ないました。
- 譲受人がB氏、伊佐市菱刈川北に居住の、年齢は62歳、自治会は築地下です。
- 譲渡人がA氏、伊佐市菱刈川北に居住、年齢は60歳、自治会は築地下です。
- 申請地は、伊佐市菱刈川北字池田、畑111㎡であります。
- 受人の経営面積は92,623㎡、農作業従事者は夫婦2人、水稲、畜産、園芸を経営される専業農家でございます。売買で取得をされるということでございます。
- 申請地の位置築地下の築地公民館の隣に位置しておりまして、現況は荒地の状況でございます。
- 現在の耕作者はA氏でございますが、長年不耕作の状況でございます。
- 受人のB氏の畑の隣に位置しており、譲渡し人の要望と受人の経営規模拡大という理由で取得されるということでありまして。農機具等は完備されております。
- 以上のような理由により、当申請は農地法第3場2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われまして。
- 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして報告を終わります。
- 議 長 つづきまして、整理番号4番につきまして、9番委員お願いいたします。
- 9 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号4番について、
- 申請人が譲渡人A氏、伊佐市大口針持、受人が伊佐市大口針持、B氏、年齢は60歳。
- 申請地は伊佐市大口針持字高塚、畑、地積1,375㎡、売買による所有権移転であります。経営面積が26,679㎡、農作業従事者は2名で経営規模拡大ということですので。

申請地の場所は国道 267 号線針持から長野に抜ける路線の高塚集落に位置しております。現地はここ 2・3 年耕作して無くて荒れた状態ですが A 氏が高齢で今回農業を廃止したいということです。

受人の B 氏は耕作意欲もあり、規模拡大という申請理由であり農機具も全て完備しています。

以上のような理由により、当申請は農地法上問題無いと思われまますので、許可相当と思われまます。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、わたくしの報告を終わります。

議 長 整理番号 5 番につきましては、前回申請されたもので申請者の変更のため事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に係る決定の内整理番号伊 5 番について、事務局より報告いたします。

この申請は、先月農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号伊 2 号において 18 番委員より報告議案で、12 月 15 日渡し人の A 氏が死亡により事務局あずかりとなりました。

その後、代理人である行政書士の D 氏が、渡し人死亡により農地法第 3 条許可において所有権移転登記が出来ないので、取り下げを行いたいということで、12 月 24 日に農地法第 3 条の許可申請書の取り下げ願いを提出されました。

よって 12 月申請の B 氏と A 氏の申請は取り下げとして処理させていただきました。

その際、代理人において 12 月 21 日において、B 氏から、今回申請者の渡し人である A 氏に相続が行われております。

そして、今回 1 月議案として農地法第 3 条において贈与により所有権移転申請が行われるものであります。

渡し人の A 氏は伊佐市大口曾木に居住されて自治会は曾木で 63 歳です。

受け人は 12 月と同一人物でありますので、説明は割愛させていただきます。

このことにより 12 月提案と同様でありますので農地法第 3 条許可については、なんら問題のないと判断いたしました。

皆様方のご協議をよろしくお願いいたします。

議	長	次に整理番号6番につきまして、16番委員お願いいたします。
1	6番	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号6番について、現地調査を去る1月12日に申請人B氏のお父さん立会いの元現地調査を行ないましたので16番が報告をいたします。</p> <p>申請人、Bさんは、伊佐市大口大田に居住され自治会は高柳、年齢は40歳であります。</p> <p>渡人、Aさんは伊佐市大口上町にお住まいで西本町自治会で81歳であります。</p> <p>申請地は伊佐市大口鳥巢字宮ノ前で、地目は畑、面積1,376㎡で売買であります。</p> <p>市道鳥巢、園田線の鳥巢上集落の公民館北、約500m位の所に位置し、南側宅地、東側宅地、西側市道、北側市道であります。</p> <p>2～3年前までは、Aさんの親戚の人が耕作されていて、現在は草が生えた畑であります。</p> <p>申請者は現在公務員であります。夫婦及び、両親4人の農作業従事者で、経営拡大と耕作意欲はあり、自宅から耕作地までは2km位です。外に現在7,025㎡耕作されていて、今回の申請面積も取得可能面積であります。</p> <p>農機具は、トラクター、コンバイン、田植機等所有されております。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	整理番号7番について、7番委員お願いいたします
7	番	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、整理番号7番の現地調査を7番が1月13日に実施しましたので報告いたします。</p>

申請人で譲り受人Bさん 45歳は、伊佐市大口大島、自治会は大島北に居住されています。Bさんの経営面積は69,848㎡です。

水稻と野菜を作付けされています。Bさんは認定農家であり受託作業もされています。受人の農作業常時従事者は本人1人です。今回規模拡大のため3条申請されたものであります。

法律関係は所有権有償売買による移転です。

譲渡人Aさん 53歳は、伊佐市大口大島、自治会は大島北に居住されています。今回農業を廃止して奥さんの故郷フィリピンに移住されるとのことです。

申請地は伊佐市大口大島字八反田です。北さつま農協農機具センターの北側約500mの位置にあります。

これまでAさんが耕作されており良く管理された水田でした。通作距離はBさんの自宅から約300mです。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。

許可に附すべき条件及び特記事項はありません。

以上報告を終わります。審議をよろしくお願いいたします。

議長

只今、担当委員の報告が終わりました。申請件数7件の報告について質疑・討論はありませんか。

(なしの声あり)

これで質疑・討論を終わります

お諮りいたします。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、許可相当と言う意見ですので、承認することに賛成の方挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。

よって議案第2号は全件許可することに決定をいたします。

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更」に係る意見決定について、を議題といたします。

農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の用途区分変更申請（除外）が2件出されております。当委員会の審議を求めます。

事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。

整理番号1番について、5番委員お願いいたします。

5 番

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更）」申出の意見決定のうち、整理番号1番について、5番が報告いたします。

調査年月日1月14日、調査委員が2番・5番申請人Aさんが不在のため事務局係長立会いものと調査をいたしました。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字狩迫、畑、面積201㎡、除外目的は、通路として利用するという事で申請されております。

これについては、約30年位前に旧菱刈町が製糸工場を企業誘致した時点で、出入口の一部として利用されていましたが、地目変更がされていなかった所であります。今回発覚したため申請されるものです。

申請地は268号線山田温泉前の信号機から、大口方面へ向い200m位の左側に位置しております。現況は既に通路の一部として利用されており、申請地の北側は市道、南側は畑、東側は通路を挟み畑、西側は畑です。

当申請は除外目的に通常必要とされる面積からみて、妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。

農用地の外周部に接続しているが、除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響は無いと思われます。

農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

申請地は土地改良事業等がなされた土地で無いため問題ないと思われます。

また、除外されたと仮定した場合、申請地は第2種農地であり転用が可能な見込みの在る土地であると思われます。

以上のような理由により、調査委員で協議した結果、除外は止

むを得ないと判断いたしました。

皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

整理番号2につきまして、13番委員お願いします。

議 長
1 3 番

議案第3号 農業振興地域整備計画の除外申出による意見決定のうち、整理番号2番について、14日医療法人B事務長立会いの元、私13番、6番、19番委員で調査いたしましたので報告いたします。

申請人は、Aさんで71歳、伊佐市大口目丸に居住されております。

申請地は伊佐市大口目丸字藪添、面積は194㎡です。

申請地は東小学校南約250m隼仁会職員用アパートの南側に位置し、地目は田ですが、現況は畑です。

除外目的は職員駐車場です。

申請地の東・西・北側はすでに同じ駐車場建設目的で農振除外がされた土地で南側は畑と田です。

当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に必要なとされる面積、また農用地区域外にある代替地の検討結果からみても妥当であると思われま。

農用地に一辺が接続していますが、申請地が除外されることで周りの農地への影響、担い手の集積に支障を及ぼす影響、農用地等保全施設の有する機能などへの影響はないものと思われま。また、土地改良区の許可も出ております。

除外が認められた場合、申請地は第2種農地の生産力が低い農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みの在る土地であると思われま。

以上のようなことから、この除外申請は止むを得ないであろうと、調査委員3名は判断いたしました。

皆様方のご審議方をお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議

長

只今2件の報告が終わりました。補足説明はありませんか。

只今の報告に質疑・討論はありませんか。

(なしの声あり)

質疑が無いようですから、質疑・討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)」申請の意見決定については、用途区分変更は止むを得ないという報告であります。これを、承認することに賛成の方挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。

よって議案第3号は2件とも許可することに決定をいたしました。

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、議題といたします。

当委員会に対し「農地法第4条の規定による許可申請」が1件出されており、当委員会の審議を求めます。

事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。

整理番号1番について、1番委員報告をお願いいたします。

1

番

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、1番が調査の結果を報告いたします。

去る1月14日、8番委員と11番委員と私1番委員で申請人であり、A氏の奥さん立会いの元共同調査をいたしました。

申請人Aさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は61歳で

自治会は境目であります。

申請地の所在地は伊佐市大口小木原字今内田 2 筆で、地目は畑です。地積は 2 筆で 530 m²であります。農地区分は第 2 種農地でその他の農地と成っており、転用目的は居宅、車庫、道路セットバックであります。

申請地の所在地は、山野中学校から南西 100m に位置しており、東側は里道、西側は宅地、南側は宅地、北側は畑であります。

転用目的は居宅、車庫、道路セットバックとなっておりますが、添付図を見ていただくと分かりますが、125.2 m²を居宅と車庫に転用し、30 m²は東側の里道が 2 m 弱で緊急車両が入れるように道幅を広げるものであります。隣接農地については、合併浄化槽を設置するなど被害防除計画に記載してある措置をとるため支障は無いものと思われま。

添付書類として土地の全部事項証明書、位置図、字図、平面図、被害防計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、資金証明書が提出されております。

調査の結果、この申請については、3 名の調査員の意見において適切であると、判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

以上で報告をおわります。

議長 只今担当委員の報告が終わりました。質疑・討論はありませんか。

(なしの声あり)

質疑が無いようですから、質疑・討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、許可相当という意見であります。これに承認することに賛成の方挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。よって議案4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、許可とすることで決定いたしますので、20日に開催される県農業会議に諮問をいたします

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、議題といたします。

当委員会に対し「農地法第5条の規定による許可申請」が2件出されております。

当委員会の審議を求めます。

事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。

整理番号1番・2番につきましては、2番委員お願いいたします。

2 番

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号1番、2番について2番が調査の結果を報告いたします。

それでは、当案件ですが去る1月14日、5番委員、15番委員と、事務局係長と私2番委員において、共同調査をいたしました。申請人であり、株式会社B社は、大阪府泉佐野市であるために立会いはされておられません。

譲受人は、大阪府泉佐野市中町 株式会社B社であります。

譲渡人は整理番号1番が伊佐市菱刈川北にお住まいのA氏で自治会は小原松山であります。

整理番号2番は、伊佐市菱刈徳辺にお住まいのC氏で自治会は徳边上であります。

本申請は所有件移転売買で、転用目的は通路としての利用であります。

申請地の所在地は整理番号1番が伊佐市菱刈徳辺字狩迫で地目は畑、地積が201㎡であります。整理番号2番は同じく字狩迫2309番5で地目は畑、地積が214㎡であります。

農地区分はいずれも第2種農地その他の農地と成っております

す。

申請地の所在地は、国道 268 号線、バイパス上の徳辺地区の株式会社エスライン九州菱刈営業所がありますが、その国道向かい側の上に、元のサンスピリット工場への入り口の進入路であります。南側はサンスピリット工場、東側は畑、北側は市道を挟んで山林、西側は畑であり、整理番号 1 番と 2 番の所在地はサンスピリット工場への進入路上の連番であります。

転用目的は通路となっております。

これは、もとのサンスピリットから株式会社B社が競売により取得することにより気づき、申請されるものです。

既に 30 年位前に譲渡人からサンスピリットに売買されておりその手続きをサンスピリットが怠っていたのであります。

今回競売で取得したので、進入路が現状と違っていただけに気づき通路としての申請であります。

添付書類として土地の全部事項証明書、位置図、字図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、始末書が提出されております。

調査の結果、この申請については、3名の調査員の意見において、既に 30 年前から進入路として使用されており、止むを得ないと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長 担当委員の報告が終わりました。只今の報告に質疑討論はありませんか。

(なしの声あり)

質疑が無いようですので、これで質疑討論を終わります。
お諮りいたします。

議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、許可相当という意見であ

りますが、これに承認することに賛成の方挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。よって議案5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、2件許可と言うことで決定いたしましたので、26日に開催される県農業会議に諮問をいたします。

議案第6号農業委員会委員選挙人名簿搭載申請書に対する意見決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

農業委員会委員選挙人名簿搭載申請書に対する意見決定について、

追加議案といたしまして、皆様のお手元にお配りいたしました選挙人名簿登載申請書につきまして説明いたします。

農業委員会等に関する法律施行令第3条第1項の規定による、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書及び同施行令第3条第3項の規定による申請書に代わるべき文書の内容について、同施行令第3条第2項により総会の意見を求めるものであります。

追加議案書の1ページをご覧ください。大口地区の集計表です。11ページが菱刈地区の集計表です。

この集計表及び申請書は、1月31日までに市選挙管理委員会に農業委員会から送付いたします。

選挙管理委員会は2月20日までに名簿の欠格者等の調整を行います。調整された名簿を15日間縦覧に供します。この間が異議申し立て等の期間になります。

その後3月31日で名簿の確定をします。

確定した選挙人名簿は、翌年の3月30日まで据え置かれ、その間に選挙があれば、選挙に使用されます。

以上です。

議

長

只今の説明に質疑、討論はございませんか。

(なしの声あり)

質疑が無いようですので、これで質疑討論を終わります。
農業委員会委員選挙人名簿搭載申請書を伊佐市選挙管理委員会
に送付いたします。

以上を持ちまして議案の採決を終了いたします。

その他について、月例報告からお願いします。

事 務 局

月例報告書により報告。

これで平成 22 年度 第 10 回農業委員会総会を終わります。

終了時間 午前 9 時 5 0 分